

學の建設の時に當つて、よく斯學界の統理と後進の誘掖指導とに挺身せられ、以て偉大なる業績を貽されたのである。就中、近世江戸時代史、殊に明治維新の因由をなした尊皇論の研究には新境地を開拓せられたのであつた。而してここに掲げた「尊皇論發達史」は、博士が明治四十年頃より大正十五年退官せられるに至る迄の間に、屢々大學において講ぜられ、且つ幾度か改稿増補の筆を加へられた講義案を基となし、博士の歿後、高弟辻善之助博士指導の下に桑田忠親學士がこれを整理して、三上博士著作集の第一冊として上梓せられたものである。

三上博士は先には東京帝國大學の講壇及び史料編纂に専念せられ、後には宮内省の明治天皇御紀及び公刊明治天皇御紀の編纂に盡力せられた爲に、その生前著書として出されたものは「白河樂翁公と徳川時代」等があるに過ぎなかつた。然るに本書が博士の遺稿刊行の第一冊として公にせられたことは、辻善之助博士が「抑々勤王思想の發達は本邦近世史の樞軸であり、これを中心として江戸時代の歴史は展開したのである。讀者若しく本書を玩味熟讀せば、明治維新洪謨の由來する所遠きものあり、現代皇國紹隆の源深きものあるを知るに庶幾らんか」と云はれてゐる如く斯界にとつての慶福であり、殊に近世史研究者にとつての喜悅である。

本書の主なる内容は、第一編 皇室と江戸幕府、第二編 勤皇論の發達の二編より成つてゐる。第一編は朝幕關係の推移を述べられたものであつて、即ち江戸時代初期以來の朝廷と幕府との關

係を概觀せられて、幕府が事ある毎に朝廷控制の政策をとり、皇位繼承の御事に迄も干渉の手を伸ばしたこと、しかもその間に竹内式部・山縣大貳等の事件、或は尊號事件等に依つて、次第に朝威更張の氣運が昂まつて來た所以を解明せられてゐる。第二編は勤皇論の學說としての起源を説き、更にその沿革を評述せられ、恰かも精密且つ老成なる尊皇思想家列傳の觀がある。即ち早く藤原鶴嵩・林羅山等の學說において程朱學と勤皇說との關聯を考察せられ、更に崎門派・水戸學派等の諸學者に至つて、愈々鮮明なる尊皇思想として展開した所以を攻究せられ、最後に神道派、國學者の熾烈なる尊皇論を闡明せられてゐる。従つて尊皇論或は尊皇思想家、又は尊皇論の昂騰に伴ふ諸事件の究明に就いて不朽の業績を貽し、後進を裨益する所誠に大なるものがあると云はなければならぬ。しかしながら更にこれ等の諸事象が如何にしてその時代との關聯において統一的・全體的構造を持つて來るかといふことは、蓋し後進に對して提起せられた重要なる問題であると思ふのである。(富山房發行、五六五頁、定価五圓五十錢(時野谷勝))

正倉院考古記

傳 蒞 子著

羅振玉、王國維二碩學の薈浴以來、京都は北京學界と淺からぬ因縁を生じたが、本書の著者傳芸子氏を京大及び東方文化研究所

講師として迎へたのは昭和八年のことであつた。著者が始めて正倉院拜觀の機を獲たのはその翌年秋である。以後七八年の間、毎歲千古傳來の秘物に接する眼福を贏ち得た著者がその喜びを支那同學に頒たんが爲にものされたのが即ち本書である。全書を五章に分ち、第一章正倉院之由來、第二章正倉院之價值、第三章正倉院之觀覽、以上は總論にも相當す可きもので、第四章三倉之概觀が本論であり、最後に第五章結語及び圖版二十八葉を附してゐる。

本書の特色の一は日本在來の關係文獻を拾く涉獵せる點にある。之は僚友その人に乏しからず、且つ研究所の豊富なる藏書を翻閲し得る便宜のありしにもよるが、亦著者の旺盛なる研究心が不馴れた日本文を讀破するの困難をよく克服したる結果なることは云ふを待たない。從來の支那、殊に上海方面の學者の一般著述には屢々此點に於いて遺憾があつたが、學問發達の大目的に向つては、國の内外を問はず、出来る丈前人の研究を利用することが望ましい。著者が「平文」「平脫」に就いて廣瀬氏の説を擧げ、「尺八」の語義に關しては佐伯、田邊二氏の説を掲げて之に左袒せる等の態度は何人にもあつて欲しいものである。

併し乍ら本書の更に大なる特色は、支那の古文獻を縦横に驅使し得る著者の力量と、現在の支那民間事物に對する博識とから來てゐる。此點は從來日本の研究に於いて、猶不十分なるを免れなかつた所で、正倉院御物の史的解明は本書出でて愈々眉目清楚なるを覺ゆる。例へば「高毛立女屏風」に見ゆる唐裝美人眉間の裝飾を翠鈿なりとし、溫庭筠の詩、歌愁歛翠鈿、顧覲の句、翠鈿鎖眉

心を引用せる、或は「雙六頭」に就いて、洪遵の譜雙を引き、日本の雙六が南系統なりと斷ぜる如きは正に著者の獨擅場であらう。併し著者は決して東洋の文化を見るに、範圍を支那のみに踞踏せしめない。先に著者は東方學報京都第十冊に舞樂蘭陵王考を載せ西城系文化の東流を論じたが、本書に於いても見らるゝ如く、正倉院文化を以て單なる長安文化の延長なりと斷定せず、複雑なる東西文化交流の產物と考へ、最後に日本が頻に外來文化を攝取しつゝ、よく溶鑄力に富み、舊籠を脱して新軸を拵へ、一種日本特有の風調を具ふるに至りしを以て結語とせるは、誠に我意を得たるものである。

思ふに盛唐文化は人々之を口にするも、其の眞彩を眼前に徴す可き遺物は支那本國に於いて早く泯滅に歸し、近年敦煌の秘窟の發見せられたるも、敦煌は要するに莫術たる回舍町に過ぎざれば以て絢爛たる長安文明の佛を偲ぶ可くもあらず、龍門の石佛は無心にして口を開き給はねば、同時代に於ける赫奕たる宮廷文化の一斑は我國の建築遺物を措いて他に求むる所がない。本書劈頭に所謂、素樸無飾の木質的校倉に、始めて一步踏み入りたる時、隋唐同時の文物燦然として損するなく、整然一堂に聚るを發見したる著者の驚喜は察するに餘りあり、書中隨所にその感激が現れてゐる。就中第三章正倉院之觀覽は著者最初の奈良訪古の記録で、偶然故蹟田青陵博士と行を共にせるも亦忘れ難き追憶であらう、淡淡たる叙述の中に情趣拘す可きものがある。

猶著者は洛北に於いて長期に亘る、不自由なるアパート生活を

切上げ、今や再び故郷北京に歸着、滯洛十年の印象記が隨筆白川集と名づけられ、近々發刊の運びとなつてゐることを附記する。
〔本書漢文。規格B5型。本文索引共一〇五頁。圖版二八。定價金五圓。東京文求堂發行〕〔宮崎市定〕

李朝 實錄 朝鮮婚姻考

——李朝實錄に現れたる婚姻——

李朝國初より經國大典發布まで

藤田 東三著

婚姻は人類の生存に缺くべからざる要件であり、あらゆる人類にとつて、その發生の源泉である。婚姻によつて、家が構成せられ、家族が生じ、之が發展して氏族、民族、更に國家をも形成する。従つて婚姻によつて成立する家以下の前記協同體は、最も自然にして且つ最も單純に發生した社會的形象と考へられ、換言すれば婚姻は總て人類の社會的生活の基礎を爲すとも見られる。即ち婚姻生活こそは、社會生活の健全を左右する中核體とも稱すべきであり、その健全なることが、畢竟社會の安定を維持するものであると言ひ得る。それ故に人類は、古來——既に原始未開の時

代に在つてさへ、一定の道德的規範或るひは法律秩序によつて、婚姻關係を規律せんとしたのである。これ婚姻が、最も古き制度として存在し、又實體法として制定せられた所以である。而も婚姻は單なる肉體的結合に非ずして、精神的結合であり、一種の道

德的協同體とも解せられるから、その法制上に於ける立場も、他の身分法に比して特に多様性を有してゐる。此の複雑性は、それぞれの民族の久しく培ひ來つた習俗に基因するのであり、婚姻事例を瞥見することによつて、その民族或るひは國家の特殊性格を窺知することも出来る。

京城帝國大學法文學部教授藤田東三氏の近著たる本書は、かゝる意味に於いて、李氏朝鮮の婚姻事例を通じて、當時の同國婚姻慣習、道德、法律更に他の社會的經濟的關係を教示するものとして價値を有する。今その序を借れば、本書は「李朝實錄（太白山本）」の中から、民事法に關した記事を拔萃し、各現行民法の考へ方に従ひ分類し、結論を見出さんとしたものであり、實錄の老なるため、今回は李朝國初より經國大典發布に至る、凡そ八十年間の婚姻に關する資料を記述したのである。

いふ迄もなく、李朝國初に在つては、經濟大典等の法典が編纂されたが、不幸にして現存しない。従つて婚姻に關しても、他の事項と同じく、民事の實體關係を規律する準則を知らんとすれば慣習法に依ざるを得ない。殊に朝鮮では、成文法の整備せられた李朝甲午改革以後に於いてさへ、民事裁判の際に慣習法に準據してゐたことを思へば、尙よく察せられる。さて李朝初期の民事法を究めんとすれば、斯くの如く成文法の欠缺せるにより、他の資料に據らざるを得ない。而も當時の資料として最も精緻なるものは、勿論李朝實錄を推さねばならぬ。此の場合、本書に於いて、特に著者が現存の實錄の底本たる太白山本を使用せられしことは